

令和 8 年熊本地震により被災された方へ

令和 8 年熊本地震による災害は、特定非常災害特別措置法に基づく「**特定非常災害**」に指定されました。

これに伴い、一定の地域（※1）の方々を対象に、
犯罪被害者等給付金の申請期限が

令和 8 年 7 月 2 8 日（火）から

令和 9 年 1 月 2 6 日（火）まで

に満了をむかえる方は、申請期間が

令和 9 年 1 月 2 7 日（水）まで延長

されます。

（※1）令和 8 年熊本地震に際し、災害救助法が適用された市町村（下記リンク参照）

https://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html

対
象
の
市
町
村

熊本市、八代市、水俣市、山鹿市、菊池市、宇土市、上天草市、
宇城市、天草市、合志市、美里町、大津町、菊陽町、西原村、
御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、氷川町、芦北町、津奈木町

★申請期間延長の対象や手続の詳細についてのお問い合わせは、

熊本県警察本部

警務部 広報県民課 犯罪被害者支援室

TEL 096-381-0110（内線 2194）

までお願いします。

